群馬県スキー連盟ジュニア育成事業について

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成31年1月

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　群馬県スキー連盟

１．概要

　　群馬県スキー連盟は、所属団体が行うジュニアを対象としたスノースポーツの普及及び強化事業に対し支援事業を行う。

　　支援は、群馬県スキー連盟に専門員会として「ジュニア育成委員会」を設置し、事業を専門的に実施する。

　　支援事業は、所属団体から申請のあった事業に交付金を支給するもので、交付金の原資となる資金は、群馬県スキー連盟事業費及び事業趣旨に賛同する一般からの寄付金とし、ジュニア育成委員会が管理する「ジュニア育成基金」として運用する。

　　なお、「ジュニア育成委員会」「ジュニア育成基金」については別にそれぞれ規程を設けることとし、交付金支給に関しては「群馬県スキー連盟ジュニア育成制度実施要項」を定め実施するもとする。

２．ジュニア育成委員会

　　ジュニア育成事業を行うため、群馬県スキー連盟規約第47条の定めにより、「ジュニア育成委員会」を設置し、別に定める委員会規約に基づき、育成制度の適正かつ公正な事業を行うこととする。

　　育成委員会は、群馬県スキー連盟会長、専門委員会（総務、強化、教育）の各本部長と、監事代表及び所属団体からの会長推薦委員若干名で構成する。

３．ジュニア育成基金

　　この事業の助成金の原資については、群馬県スキー連盟に新たに特別会計としての「ジュニア育成基金」を置き、群馬県スキー連盟事業費および協賛する個人、団体からの寄付金等を充当させ、別に定める「ジュニア育成基金運用規程」により運用する。

４．ジュニア育成制度実施要項

　　ジュニア（中学生以下）のスノースポーツへの参加機会の向上や競技力の強化などの事業を対象に交付金を支給する。支給の方法は別に定める「群馬県スキー連盟ジュニア育成制度実施要項」によりジュニア育成委員会が管轄する。

　　なお、概要は別表のとおり。

（１）助成金支給までの流れ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　流れ | 主な項目 | およその時期 |
| 申請 | 助成金交付申請書及び事業計画書、予算書 | 6月1日から随時 |
| 審査 | ジュニア育成委員会　 | 第1回　10月中旬第2回　　1月下旬 |
| 内定 | 助成金内定書 | 　　　同上 |
| 実施 |  |  |
| 照査 | 事業報告書、収支決算書および明細書 | 4月 |
| 確定 | ジュニア育成委員会確定通知および払い込み | 5月 |

（２）申請対象となる事業

　　　１．所属団体が認めるジュニア育成事業

　　　２．1所属団体あたり1年度、1事業

（３）審査および照査

　　　ジュニア育成委員会は、所属団体からの申請に対し、事業内容を審査し、内定を通知する。

　　　所属団体は、事業終了後、事業報告書および交付金の対象となる照査できる領収書を添付し、ジュニア育成委員会に報告し、交付金が確定され、清算となる。

　　　申請時と事業実施後の事業内容に変動があった場合は、ジュニア育成委員会の審査により交付金が確定される。



